

海外宝くじのダイレクトメールが届いたという相談が、県内の消費生活相談窓口によく寄せられています。

【事例1】カナダか数料5千円を振り込んで申し込んだところ、らエメールが届き、だが、配当金が振り込まれず毎月2千円引き落とし「当せん」配当金はまれない。当せんしたれているが、当せん金3億円。受け取りは口のは本当だろうか。は振り込まれないため

海外宝くじ「当せん」通知

座か小切手のいずれか」と書いてあったため小切手を希望し、手



【事例2】購入した解約したい。覚えもないのに、「海外宝くじ」【アドバイス】
▼海外宝くじを国内で販売したり、購入した。8700万円受け取りすること違反で「富取資格がある」と書いたりすることは違法でいた郵便物が海外から届いた。受取手数料がくじ発売等」必要のため、クレジット▼申し込んでいないのに、「くじ」に当

受け取ったら廃棄を

せんすることはありません。「当せん確実」をうたっているものもありませんが、当せんが確実な「くじ」などは存在しません。
▼海外宝くじのようは、受け取り拒否ができません。また、海外宝くじのダイレクトメールを止めることもできないため、届いたら廃棄しましょう。
▼事例2のように、クレジットカード番号などを教えたところ、引き落としが継続され、解約が困難なケースも見受けられます。絶対に教えないようにしましょう。また、支払ってしまった手数料の返金を求めても、相手方との連絡が取れず、被害の回復は大変困難です。
▼トラブルが生じた場合は、できるだけ早く近くの市町村の消費生活相談窓口やアイネス(県消費生活センター)に相談ください。
(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス、☎097・534・0999 消費生活相談電話